

審査基準

- 更新期間前における免許証の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)(第101条の2第4項)

令和5年1月4日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第101条の2第4項
処分の概要	更新期間前における免許証の更新(適性検査により判断する場合以外の場合)
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	<p>道路交通法第92条の2第1項(免許証の有効期間)、第101条の2第1項(免許証の更新の特例)、第101条の3(更新を受けようとする者の義務)、第101条の4第1項から第3項まで(70歳以上の者の特例)</p> <p>道路交通法施行令第33条の7(優良運転者及び違反運転者等に係る基準)、第37条の5(免許証の更新の特例)、第37条の6(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)、第37条の6の2(免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者)</p> <p>道路交通法施行規則第29条(免許証の更新の申請等)、第29条の2(免許証の更新の申請等)</p> <p>運転免許に係る講習等に関する規則第1条(講習の基準)、第2条(講習の基準)</p>
審査基準	
標準処理期間	1～30日(運転免許センター等 1日、警察署 30日)
申請先	警察署(岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。)及び運転免許センター等。ただし、岡山中央、岡山東、岡山西、岡山南及び赤磐警察署では違反運転者講習及び初回更新者講習の対象となる者の申請を取り扱わない
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係又は高齢者講習係